

長尾さんの多発性骨髄腫を労災認定させよう

被曝労働なしには原発は運転できない
という事実をもう一度思い起こそう

日本の原子力行政は、原発で働く労働者の健康被害を隠蔽し、切り捨てています。

放射線の影響は、10倍以上も危険であることが10年以上も前にも明らかとなってきたのにいまだに国は認めようとしていません。

認定基準は、10分の1に切り下げる闘いは残念ながら前進していません。

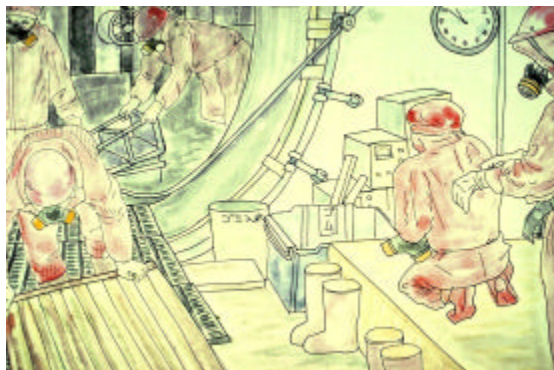
厚生労働省は直ちに長尾さんの労災申請を認定せよ

元石川島プラント建設正社員の長尾光明（77歳）は、福島第1原発2・3号機、浜岡原発1・2号機、新型転換炉「ふげん」で、配管工事や現場の監督をして放射線被曝しました。離職後10年頃から体調不良となり、17年後の1998年に血液（形質細胞）のガンの一種である多発性骨髄腫となりました。

長尾さんは、2003年1月に「多発性骨髄腫の発症は原発内被曝労働に起因する」として、福島県の富岡労働基準監督署に労災認定を申請しました。長尾さんは体調不良を自覚してから少なくとも4つの医療機関を受診し、労災申請までに実に10年物年月が費やされ、申請からすでに半年が経過しているのです。

多発性骨髄腫は白血病類似の疾患で、放射線起因性があります。長尾さんの「放射線管理手帳」には、1977年から1982年1月までの4年3ヶ月間に、70mSv（ミリシーベルト）の被曝をしたことが記録されているのです。長尾さんの被曝量は白血病の労災規準の3倍にも達しています。厚生労働省は労働者保護の立場に立ち即刻労災を認定すべきです。

今までに労災認定されているのは、白血病



（紙芝居「リサちゃんのパパ」より）

だけです。まだまだ労災認定は狭き門であり、こじ開けるには大きな運動が必要です。この運動は、全国の運動の高まりによって勝ち取れるようさらに運動を広げていき、これから続く人たちの道を広げたいものです。

労災申請は、たった14名

日本で原子力発電所が稼働して30年以上を経過していますが、原発労働者が被曝労働に起因する疾患にたいして、労災申請をした事例は、1975年の岩佐嘉寿幸さん以降、わずか14名に過ぎません。



このうち3名は、JCO臨界事故で急性放射線症です。

これまで白血病労災申請者の9名中、5名まで福島原発関連者で占めています。福島原発関連で見ると、認定基準（50mSV）を超えて被曝した人たちが1年間に1885人もいます。これをみても、犠牲者の数は「氷山の一角」に過ぎないのです。

白血病で労災申請をして認定されたのは、5人です。その人達の累積線量は、40～129.8mSVです。長尾さんの場合は、5年間の総被曝線量は70mSV、年間平均被曝線量は16.47mSVでした。これは、白血病の労災認定基準の1つである、年平均被曝線量基準の3倍以上に達する線量です。また、これまで白血病で業務上認定されている人たちの年平均被曝線量を超える数値を示しています。

アメリカの調査結果では、累積線量50mSVレベルの集団では、10mSV以下の集団に比べて多発性骨髄腫の発症のリスクが3.5倍高いとの報告があり、累積線量が70mSVの長尾さんの場合は多発性骨髄腫の危険性が

高いことを示しているのです。

「私の後に続いてほしい。」と。

長尾さんは「たくさんの労働者が原発で働いている。病気になった、ヒバクのせいではと訴える人がなぜこんなに少ないのか？」と、問いかけられておられる。

その理由は、原発労働者は被曝したという事実を証明する「放射線管理手帳」を持たない、健康管理がなされていない、被曝記録の保存期間が5年ときわめて短く、被曝と健康障害との因果関係を証明することが困難であるという、過酷な労働環境と不十分な労働行政にあります。

長尾さんが、過去に申請されたことのない「多発性骨髄腫」で労災申請をしたことは、労災認定の狭き門をこじ開けるためにも大きな意義があります。「私の後に続いてほしい。そのためにも勝たなくてはいけない。」と語る長尾さんを支援しましょう。

日本の原発被曝労働者の労災申請と認定の現状

	労災申請日	認定	疾病名	被曝期間と線量	施設名
1	1975年 3月 19日	不支給	皮膚炎		原電敦賀
2	1982年 5月 3日	不支給	白血病性悪性リンパ腫		
3	1988年 9月 2日	支給	慢性 骨髄性白血病	1ヶ月 40mSv	福島第一
4	1992年 12月 日	不支給	慢性 骨髄性白血病		
5	1992年 12月 14日	支給	急性 骨髄性白血病	5年 5ヶ月	大飯・高浜
6	1993年 5月 6日	支給	慢性 骨髄性白血病	8年 10ヶ月 50.63mSv	浜岡
7	1996年 5月 2日	不支給	再生 不良性貧血		
8	1997年 5月 16日	不支給	慢性 骨髄性白血病		
9	1998年 12月 22日	支給	慢性 リンパ性白血病	12年 129.8mSv	福島第一 東海 島根
10	1999年 10月 20日	支給	急性 放射能症	1- 4. 5Sv	JCO東海事務所
11	1999年 10月 20日	支給	急性 放射能症	6. 0- 10Sv	JCO東海事務所
12	1999年 10月 20日	支給	急性 放射能症	16- 20Sv	JCO東海事務所
13	1999年 11月 20日	支給	急性 単球性白血病	1年 74. 9mSv	福島第一、東海二
14	2003年 1月 3日	審査中	多発 性骨髄腫	4年 3ヶ月 70mSv	福島第一、浜岡

「厚生労働省は直ちに長尾さんの多発性骨髄腫を 労災認定せよ！」の声を全国に広げよう

「長尾光明さんの労災補償請求（多発性骨髄腫） の早期認定を求める要望書」に賛同してください

8月5日、被曝58周年原水禁大会（ひろば）で開かれた「広島・長崎・東海村を結んで - ヒバクを許さない集い(Part4)」で、原発労働の実態と労災認定の取り組みが報告・討論されました。そこで、「長尾光明さんの労災補償請求（多発性骨髄腫）の早期認定を求める要望書」が提起され、全国に広めることが確認されました。

私たち若狭ネットもこの運動に賛同します。

これまでに、原発被曝労働者の労災申請は白血病について5件が認定されているのみです。長尾さんの多発性骨髄腫を労災補償させることは、長尾さん個人の補償にとどまらず、被曝労働者の労災の拡大につながります。厚生労働省に長尾光明さんの労災補償請求（多発性骨髄腫）を早期認定させるために、さらには全国の被曝労働者の健康補償を実現するために、運動を強めていきましょう。

「厚生労働省は直ちに長尾さんの多発性骨髄腫を労災認定せよ！」の声を全国に広げるために、厚生労働省に対する要望書への賛同を募ります。

賛同していただける団体・個人の方は下の記入欄に団体名または個人名と連絡先をご記入の上、下記宛先に郵送または、Fax（Tel）で送って下さい。E-mailも可能です。

要望書の呼び掛け人（8月21日現在）

石丸小四郎（双葉地方原発反対同盟）、木原省治（原発はごめんだヒロシマ市民の会）、崎山昇、中川慶子（原発の危険性を考える宝塚の会）、山科和子（ヒバク反対キャンペーン）、根本がん（反原子力茨城共同行動） 渡辺美紀子（原子力資料情報室）

代表連絡先 ヒバク反対キャンペーン（〒591-8691 堺市堺区金岡郵便局私書箱17号）

Tel & Fax 0727-92-4628（建部 方） E-mail hibaku-hantai@nyc.odn.ne.jp

若狭ネット（大阪連絡先）でも受け付けています：

久保きよ子方 TEL/FAX 0729-39-5660 E-mail wakasa@gaea.ocn.ne.jp